

# 各務原市見積心得

各務原市の見積合わせに参加しようとするもの（以下「見積者」という。）は、次に掲げる事項を承知のうえ、見積合わせに参加すること。

## 1 見積書の提出

- (1) 見積者は、仕様書、図面、契約書（案）、現場説明書及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧のうえ、見積しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 見積書は、必要事項を記入し、記名押印のうえ、指定の場所及び日時までに提出しなければならない。また、見積書には内訳明細を付記しなければならない。これは、再度の見積を行う場合も同様とする。
- (3) 見積金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、契約希望金額の消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載することとする。

## 2 再度の見積

- (1) 見積合わせの結果、予定価格の制限の範囲内での価格の見積がない場合は、必要に応じ再度の見積を依頼する。
- (2) 再度見積の回数は2回までとする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内での価格の見積であっても、再度の見積を依頼することがある。

## 3 契約の相手方の決定方法

- (1) 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積者が2人以上あるときは、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。
- (3) 前号の場合において、当該見積をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合わせ事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者の価格が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を契約の相手方とせず、予定価格の制限の範囲内での価格をもって見積をした他の者のうち、最低の価格をもって見積をした者を契約の相手方とする。

## 4 無効な見積 次のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 見積合わせに参加する資格を有しない者が見積をしたとき。
- (2) 見積書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
- (3) 見積事項を表示しないとき、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- (4) 見積者が同一事項に対し、2以上の見積をしたとき。
- (5) 見積合わせに関し、連合等の不正行為があったとき。
- (6) 再度の見積合わせにおいて、前回の最低価格を下回らない見積をしたとき。
- (7) その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

## 5 見積合わせの中止及びそれによる損害

- (1) 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積合わせに参加させず、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、見積合わせを行うことができないときは、これを中止することがある。
- (3) 前2号の場合による損害は、各見積者の負担とする。

## 6 契約書又は請書等の提出

- (1) 契約の相手方となった者は、仕様書等に別途記載がある場合を除き、契約の相手方となった日から8日以内に契約書を交換しなければならない。契約の相手方となった者がこの期間内に契約を締結しなければ契約の相手方としての資格を失う。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この期間を延長することがある。
- (2) 各務原市契約規則（昭和39年規則第9号）第27条の規定により契約書の作成を省略できる場合は、契約の相手方となった者は、契約の相手方となった日から8日以内に、請書を提出しなければならない。

## 7 見積の辞退

- (1) 指名を受けた者は、見積書の提出日時に至るまでは、いつでも見積を辞退することができる。この場合において、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (2) 指名を受けた者は、見積を辞退するときは、その旨を見積書の提出日時までに書面にて契約担当者に直接持参、又は郵送にて提出するものとする。

## 8 工事費の合算調整

同時発注又は現工事の期間内で近接した工事を同一業者に発注した場合は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について両工事の合算額にて調整する。

## 9 契約保証金

契約の相手方となった者は、請負代金が500万円以上の工事請負契約には、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 10 前金払

公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）の受注者は、各務原市前金払取扱要綱（昭和42年決裁）の規定に基づき前金払いを請求することができる。

## 11 その他

- (1) 見積書を提出した後は、これを引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (2) 見積者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書及び内訳明細を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- (3) 見積者は、見積後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) その他の事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）及び各務原市契約規則（昭和39年規則第9号）の定めるところによる。